

仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考																																
<p>第1章 第8節 市の活動体制 P22</p>	<p>1. 災害対策活動体制 (中略) (1) 防災組織体制 原子力施設において事故が発生したときは、次の体制をもって対処する。</p> <p style="text-align: center;">表 1.8-1 原子力施設の緊急事態区分と組織体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)</th> <th style="background-color: #cccccc;">発令者</th> <th style="background-color: #cccccc;">組織体制</th> <th style="background-color: #cccccc;">職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【警戒事態】</b>                      ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合                      ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合                 </td> <td style="text-align: center;">危機管理監</td> <td style="text-align: center; color: red;">情報連絡体制の強化</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> <b>【施設敷地緊急事態】</b>                      ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合                      ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合                 </td> <td style="text-align: center;">危機管理監</td> <td style="text-align: center;">災害警戒本部体制</td> <td style="text-align: center;">警戒配備</td> </tr> <tr> <td> <b>【全面緊急事態】</b>                      ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合                      ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合                 </td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td style="text-align: center;">原子力災害対策に必要な配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <b style="color: red;">情報連絡体制の強化</b> 警戒事態が発生したときは、危機管理監が<b style="color: red;">指示し</b>、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の<b style="color: red;">連絡体制を強化</b>する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。 (後略)</p>	原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)	発令者	組織体制	職員の配備区分	<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	危機管理監	情報連絡体制の強化	/	<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備	<b>【全面緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部体制	原子力災害対策に必要な配備	<p>1. 災害対策活動体制 (中略) (1) 防災組織体制 原子力施設において事故が発生したときは、次の体制をもって対処する。</p> <p style="text-align: center;">表 1.8-1 原子力施設の緊急事態区分と組織体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)</th> <th style="background-color: #cccccc;">発令者</th> <th style="background-color: #cccccc;">組織体制</th> <th style="background-color: #cccccc;">職員の配備区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【警戒事態】</b>                      ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合                      ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合                 </td> <td style="text-align: center;">危機管理監</td> <td style="text-align: center; color: red;">警戒準備体制</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td> <b>【施設敷地緊急事態】</b>                      ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合                      ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合                 </td> <td style="text-align: center;">危機管理監</td> <td style="text-align: center;">災害警戒本部体制</td> <td style="text-align: center;">警戒配備</td> </tr> <tr> <td> <b>【全面緊急事態】</b>                      ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合                      ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合                 </td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;">災害対策本部体制</td> <td style="text-align: center;">原子力災害対策に必要な配備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <b style="color: red;">警戒準備体制</b> 警戒事態が発生したときは、危機管理監が、関係局主管課、各区区民生活課及び関係課の職員の<b style="color: red;">警戒準備体制を指示</b>する。また、状況により指示を受けた関係局主管課及び各区区民生活課が自ら気象情報及び災害情報等の収集に努める。 (後略)</p>	原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)	発令者	組織体制	職員の配備区分	<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	危機管理監	警戒準備体制	/	<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備	<b>【全面緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部体制	原子力災害対策に必要な配備	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)	発令者	組織体制	職員の配備区分																																
<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	危機管理監	情報連絡体制の強化	/																																
<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備																																
<b>【全面緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部体制	原子力災害対策に必要な配備																																
原子力施設の緊急事態区分 (発令基準)	発令者	組織体制	職員の配備区分																																
<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	危機管理監	警戒準備体制	/																																
<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	危機管理監	災害警戒本部体制	警戒配備																																
<b>【全面緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で全面緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場合	市長	災害対策本部体制	原子力災害対策に必要な配備																																

旧頁	旧	新	備考																														
<p>第1章 第8節 市の活動体制 P31</p>	<p>2. 職員の配備・動員計画 (中略) (1) 配備計画 (中略) ア 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、警戒事態が発生した場合に<b>情報連絡体制の強化</b>を行う。 (資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p>表 1.8-6 警戒配備等基準</p> <table border="1" data-bbox="379 646 1442 1142"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>情報連絡体制の強化</b></td> <td><b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制</td> </tr> <tr> <td>発令者:危機管理監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制)</td> <td><b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに<b>当たる</b>体制</td> </tr> <tr> <td>発令者:災害警戒本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①～③ (略) ④ <b>情報連絡体制の強化</b> <b>情報連絡体制の強化</b>の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>イ (略)</p>	配備区分	配備基準	配備体制	<b>情報連絡体制の強化</b>	<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制	発令者:危機管理監			警戒配備 (災害警戒本部体制)	<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに <b>当たる</b> 体制	発令者:災害警戒本部長			<p>2. 職員の配備・動員計画 (中略) (1) 配備計画 (中略) ア 警戒配備等 警戒配備は、災害警戒本部を設置し、災害の警戒や軽微な応急対策を行うため、職員を動員する配備である。 また、警戒事態が発生した場合に<b>警戒準備体制の指示</b>を行う。 (資料 2-5「非常配備等に関する要領」参照)</p> <p>表 1.8-6 警戒配備等基準</p> <table border="1" data-bbox="1561 646 2623 1142"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>警戒準備体制</b></td> <td><b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合</td> <td>関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努めると<b>ともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる</b>体制</td> </tr> <tr> <td>発令者:危機管理監</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒配備 (災害警戒本部体制)</td> <td><b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合</td> <td>警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに<b>あ</b>たる体制</td> </tr> <tr> <td>発令者:災害警戒本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>①～③ (略) ④ <b>警戒準備体制</b> <b>警戒準備体制</b>の指示については、危機管理監が行い、伝達については危機管理局危機対策課長より、警戒対象部局の主管課長、区は区民生活課長に伝達する。</p> <p>イ (略)</p>	配備区分	配備基準	配備体制	<b>警戒準備体制</b>	<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努めると <b>ともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる</b> 体制	発令者:危機管理監			警戒配備 (災害警戒本部体制)	<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに <b>あ</b> たる体制	発令者:災害警戒本部長			<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
配備区分	配備基準	配備体制																															
<b>情報連絡体制の強化</b>	<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努める体制																															
発令者:危機管理監																																	
警戒配備 (災害警戒本部体制)	<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに <b>当たる</b> 体制																															
発令者:災害警戒本部長																																	
配備区分	配備基準	配備体制																															
<b>警戒準備体制</b>	<b>【警戒事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で警戒事態が発生した場合 ●東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合	関係職員の連絡体制の確保、状況により災害情報等の収集に努めると <b>ともに、必要に応じて所要の職員を配備してこれにあたる</b> 体制																															
発令者:危機管理監																																	
警戒配備 (災害警戒本部体制)	<b>【施設敷地緊急事態】</b> ●東北電力女川原子力発電所で施設敷地緊急事態が発生した場合 ●各種モニタリングの結果などにより、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を組織的に実施するため、所要の職員を配備してこれに <b>あ</b> たる体制																															
発令者:災害警戒本部長																																	
<p>第2章 第1節 情報収集と連絡体制 P42</p>	<p>2. 事故発生後の対応 (1) (略) (2) 災害対策活動体制の発令 ア <b>情報連絡体制の強化</b>の発令 市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生についての通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、又は国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、<b>情報連絡体制の強化</b>を発令する。 イ～ウ (略)</p>	<p>2. 事故発生後の対応 (1) (略) (2) 災害対策活動体制の発令 ア <b>警戒準備体制</b>の発令 市は、東北電力から警戒事態に相当する事象の発生についての通報連絡及び県からの連絡を受けた場合、又は国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響を及ぼすおそれがあると判断した場合、<b>警戒準備体制</b>を発令する。 イ～ウ (略)</p>	<p>災害対策本部等の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>																														

旧頁	旧	新	備考
事故発生後 の原子力災 害対策のフ ロー P78			災害対策本部等 の設置要件及び 非常配備基準等 の見直し